

評価対象事業について

1. 評価対象事業の概要

令和元年12月13日



1. 評価対象事業の概要

1-1 令和元年度 事業評価対象案件

【事後評価案件】

		事業名	事業化年度	供用年度	評価理由	備考
①	当委員会審議	舞鶴若狭自動車道（小浜西IC～敦賀JCT） ※西日本高速道路(株)との合同審議により実施	H10	H23,H26	ア	再評価（最終）はH23年度に実施
②	当委員会審議	首都圏中央連絡自動車道（茅ヶ崎JCT～八王子JCT）	S63, H2, H3, H7, H10	H21,H23,H24, H25,H26	ア	再評価（最終）はH23、H25年度に実施

評価理由 **ア：事業完了後一定期間が経過した事業（一定期間とは5年以内とする）**

イ：審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

【再評価案件】

		事業名	事業化年度	前回評価年度	評価理由	備考
③	地整委員会審議	近畿自動車道 伊勢線（名古屋西JCT～飛鳥JCT） ※中部地方整備局への委任審議による実施	H21	H29	エ	令和元年12月13日開催

評価理由 ア：事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業（未着工とは用地未取得とする）

イ：事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業

ウ：再評価実施後5年間経過時点で継続中の事業（未着工の場合は3年間）

エ：社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

